

平成24年10月1日以降  
**“雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金”の  
 支給要件などが変更されました！**

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降（被災3県は6か月遅れで）、下記のように内容の一部が変更となりました。

現在受給中、または今後利用をお考えの事業主（組合員）の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

## ①生産量要件の見直し

事業活動の縮小を判定するための生産量（または売上高）要件を次のように変更します。

現 行
最近3か月の生産量または売上高が、 <u>その直前の3か月または前年同期</u> と比べ、 <u>5%以上減少</u>

対象期間の初日(助成金の利用開始日)を 平成24年10月1日以降(※1)に設定する場合から
最近3か月の生産量または売上高が、 <u>前年同期</u> と比べ、 <u>10%以上減少</u> （中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます）

## ②支給限度日数の見直し

1年間と3年間について、限度日数を変更します。

現 行
<u>3年間で300日</u> (1年間での限度なし)

対象期間の初日(助成金の利用開始日)を 平成24年10月1日以降(※1)に設定する場合から
<u>1年間で100日(3年間で300日)</u>

対象期間（事業主が設定する1年間）▶

【例1】過去2年間に50日ずつ（計100日）  
利用した場合

【例2】過去2年間に120日ずつ（計240日）  
利用した場合

①22.10.1~23.9.30	②23.10.1~24.9.30	③24.10.1~25.9.30
50日	50日	<b>100日（従来200日）</b>
120日	120日	<b>60日</b>



対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成25年10月1日以降(※2)に設定する場合は  
**1年間で100日・3年間で150日となります**  
 （上記の例1と2で、③の対象期間にすべての日数を利用した場合に、②+③は150日以上となるため、次の1年間は利用できなくなります）

## ③教育訓練費（事業所内訓練）の見直し

教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します。

現 行
雇用調整助成金:2,000円 中小企業緊急雇用安定助成金:3,000円

平成24年10月1日以降(※1)の判定基礎期間から
雇用調整助成金 : <b>1,000円</b> 中小企業緊急雇用安定助成金 : <b>1,500円</b>

(※1) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降変更になります。  
 (※2) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成26年4月1日以降変更になります。

◎詳しくは、千葉労働局 職業対策課分室までお問い合わせ下さい。  
 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング6階 ☎043-441-5678

## 労働者派遣法が改正されました！

平成24年  
10月1日  
から施行

派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため、派遣会社・派遣先には、新たな義務が課されます。

### 主な改正内容

#### ☆事業に関すること

- ◆日雇派遣が原則禁止になります
- ◆グループ企業派遣が8割以下に制限されます
- ◆離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することが禁止されます
- ◆マージン率などの情報提供が義務化されます

#### ☆労働者の待遇に関すること

- ◆待遇に関する事項などの説明が義務化されます
- ◆派遣先の社員との均衡に向けた配慮が義務化されます
- ◆派遣労働者への派遣料金の明示が義務化されます
- ◆無期雇用への転換推進措置が努力義務化されます

### 派遣元事業主・派遣先の責務

今回の労働者派遣法改正により、派遣元事業主・派遣先の責務として新たに課せられる事項を整理すると、以下のとおりとなります。

派遣元事業主	派遣先
○グループ企業派遣（法23③・23の2） →8割規制、実績報告	
○マージン率等の情報提供（法23⑤）	
	○派遣先の都合による労働者派遣契約解除時に講ずべき措置（法29の2） →新たな就業機会の確保、休業手当等の費用負担等
○有期雇用派遣労働者等の無期雇用への転換推進措置（法30）	
○均衡待遇の確保（法30の2）	○均衡待遇の確保に向けた派遣元事業主への協力（法40③）
○待遇に関する事項等の説明（法31の2）	
○派遣料金額の明示（法34の2）	
○派遣先への通知事項に派遣労働者が無期雇用労働者であるか否かを追加（法35①Ⅱ）	
○日雇派遣の原則禁止（法35の3）	
○離職後1年以内の労働者派遣の禁止（法35の4）	○離職後1年以内の労働者派遣の受入禁止、該当する場合の派遣元への通知（法40の6）
	○労働契約申込みみなし制度【平成27年10月1日施行】

◎詳しくは、厚生労働省 千葉労働局 HP をご確認ください。